

## 世田谷区告示第 2 8 6 号

世田谷区立学校施設使用条例（昭和 5 2 年 4 月世田谷区条例第 1 6 号）第 7 条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人

### 1 委託を受けた者

(1) 名 称 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

(2) 所在地 東京都世田谷区大蔵四丁目 6 番 1 号

### 2 委託した歳入等

使用料

### 3 法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

### 4 委託施設

世田谷区立学校施設使用条例第 2 条第 6 号から第 9 号までに規定する世田谷区立学校の施設及び世田谷区立学校施設の開放に関する規則（昭和 5 3 年 1 1 月世田谷区教育委員会規則第 9 号）第 2 条第 5 号の規定により地域体育館として指定された体育館

### 5 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで